

# 令和8年3月 小倉南区 市民センター館長会議

日時: 令和8年3月26日(木) 14:00～

## 議 題

### 1 コミュニティ支援係から

- (1) 各区安全・安心指導員の令和8年度体制について…………… 資料なし
- (2) 市民センターの防災用フリーWi-Fi のサービス終了について……………P.1
- (3) 市民センター貸出用モバイルルーターの運用について(見直し)……………P.4
- (4) 情報セキュリティの確保について……………P.10
- (5) 市民センター保有物品・備品管理について(依頼)……………P.12
- (6) 令和8年度 市民センターの管理業務及び使用料徴収事務委託について……………P.13
- (7) 認可地縁団体の不動産登記について……………P.14

### 2 生涯学習係から

- (1) 令和8年度市民センター館長研修の研修方針及び実施要領について……………P.15
- (2) 令和8年度小倉南区市民センター館長・職員研修(案)について……………P.25
- (3) 小倉南区子育てサポーターの会「みなみん」主催 “令和8年度あそびの広場” について……………P.27

### 3 イベント係から

- (1) 「まつりみなみ2026」の開催について……………P.28

### 4 戦略担当ラインから

- (1) 小倉南区まちづくりステップアップ事業について……………P.29

### 5 その他連絡事項

- (1) 市民向け法律講座開催のご提案(司法書士会)……………P.31
- (2) 市民センターの会議室の借用について(交通災害共済事業)……………P.36

#### 4月の研修会・館長会議

令和8年4月21日(火) 13:30～ 小倉南生涯学習センター 3階 視聴覚室



各まちづくり協議会会長 様  
各市民センター館長 様

危機管理室危機管理課  
災害対策担当課長 渡邊 智之

## 防災用フリーWi-Fi「Kitakyushu-City Free Wi-Fi」のサービス終了について

災害発生時に避難者が災害情報を取得できる環境を確保することを目的として、市民センター及び市民サブセンターに、防災用フリーWi-Fi「Kitakyushu-City Free Wi-Fi」を運用してきましたが、令和8年3月31日をもってサービスの提供を終了します。

今後、平時の市民センター利用者のWi-Fi環境については、市民センターに設置されているモバイルルーターをご活用ください。

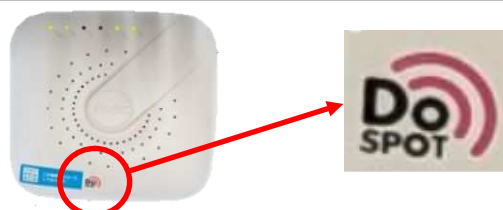
なお、Kitakyushu-City Free Wi-Fi について市民センター利用者から問い合わせがあった場合は、危機管理室の下記担当へご連絡いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 サービス終了日  
令和8年3月31日（火）
- 2 終了理由  
現在契約しているサービスの提供終了に伴うもの
- 3 代替措置について  
防災用フリーWi-Fi の終了によって、災害時の情報取得手段が失われるものではありません。
  - (1) 災害避難時  
市民センターに設置しているモバイルルーターや、個人の携帯回線を使用して、緊急速報メール、SNS、アプリ等の通知により、災害情報を入手できます。
  - (2) 大規模災害時  
通信事業者が、災害公共無線 LAN「00000JAPAN（ファイブゼロジャパン）」を無料開放します。
- 4 その他
  - (1)「市民センターのWi-Fi環境について」及び「QA集」【別紙のとおり】
  - (2)現在設置している機器については、4月1日以降、配送業者により順次回収します。  
※ 4月1日に機器を取り外し、紙袋や段ボールなど伝票貼付が可能な物に入れて保管してください。

#### 【回収機器について】

機器サイズ：185mm(W)×185mm(D)×45mm(H)  
「DoSPOT」と表記されたロゴ入り



#### 【担当】

危機管理室危機管理課 担当：吉田・八谷  
内線：582-2110

## 市民センターのWi-Fi 環境について

- 災害時の情報取得用として設置している「Kitakyushu-City Free Wi-Fi」は、令和8年3月31日（火）をもってサービス終了となります。
- 令和8年4月1日（水）からは、下記のIDおよびパスワードで、Wi-Fi サービスをご利用ください。

### フリーWi-Fi 接続 ID・PW

このWi-Fi ルーターは  
(一社)北九州ネットワークからの無償提供を受け、設置しています)

**ID: ○○○○○○○○○○○**

**PW: ○○○○○○○○○○○**

※ルーター貸出中は使用できない場合があります

## Q A 集

Q1 ・防災用フリーWi-Fiの終了理由は？  
・Wi-Fiがなくなると災害情報が取れなくなるのではないか。

A1

契約しているサービスの提供終了に伴い終了します。

スマートフォンの普及率の向上及び通信エリアの拡大等の使用環境の向上が進み、携帯電話回線での災害情報が取得できる環境にあること、市民センターに設置されているモバイルルーターが活用できること、さらに、大規模災害時には、「00000JAPAN（ファイブゼロジャパン）」の提供や移動基地局の派遣等の通信事業者による通信確保・復旧措置が整備されていることから、本サービスの設置目的である「災害情報取得環境の確保」については、設置当初と比較して代替可能であると判断しました。

Q2 スマホ回線が混雑したら使えないのではないか

A2

緊急地震速報をはじめとする「緊急速報メール」は、電話回線を使って優先的に送られてきます。この機能を使用し、災害時は市から緊急情報を発信します。

防災情報について、web検索等での取得が困難な場合は、モバイルルーターをご活用いただくほか、テレビ等の媒体からも取得することができます。

また、大規模災害時には通信事業者が公衆無線LAN「00000JAPAN（ファイブゼロジャパン）」を無料開放する体制の整備が行われています。

Q3 スマートフォン回線では通信量が不足し、防災情報を十分に取得できないのではないか。

A3

一般的なweb検索では防災情報ページの閲覧に必要な通信量は、1回あたり数MB程度とされています。個人の使用GB数契約状況により異なりますが画像やテキスト中心の情報取得であれば、大量の通信量を要するものではありません。

（動画視聴など大量通信を伴う利用を除けば、通常の情報取得が直ちに困難になる状況は想定していません。）

Q4 慣れない環境での避難生活において、小さい子供が動画を見れなくなる。  
Wi-Fiへの同時接続台数も60台から15台に減り、不足するのではないか。

A4 市民センターに設置しているモバイルルーターをご活用いただくとともに、接続台数が不足する場合は、災害時ですので、譲り合ってお使いください。

※1 平成30年豪雨時:1施設あたりの避難者数 平均10.6人

※2 ログデータ(令和5年7月):1番多く使用した施設 2.3アクセス/h

事務連絡  
令和8年3月13日

各まちづくり協議会会長 様  
各市民センター館長 様

北九州市総務市民局地域・人づくり部  
市民センター担当課長 長門 充紘

## 市民センター貸出用モバイルルーターの運用について（見直し）

日頃から、市民センターの運営にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

危機管理室が、予定避難所等になっている市民センター（135館（藍島除く））に設置している「Kitakyushu-City Free Wi-Fi」が、令和7年度末をもってサービス終了となることに伴い、現在貸出用に使用しているモバイルルーター（以下、機器という）について、以下のとおり運用を見直します。ついては、利用者への周知にご協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

### 記

#### 1 令和8年度からのモバイルルーターの運用

- (1) 開館時間中は、常時、充電コードに接続して機器の電源を入れ、来館者が自由に接続できるようにする。機器の紛失防止のため、原則事務室内に設置する。
- (2) 機器に接続するためのID、パスワードを、受付カウンターの上など、利用者が見やすい場所に掲示する（ID・パスワード掲示の例：別添のとおり）。
- (3) 利用者が会議室等での利用を希望し、貸出が可能な場合には、これまで同様、「市民センターモバイルルーター借用書」を徴取し、貸出する。

#### 2 （参考）機器の仕様 別紙1のとおり

#### 3 その他

- (1) 「市民センターモバイルルーター貸出規定」は今年度末で廃止し、別紙2「市民センターモバイルルーター運用規定」に改めます（貸出ルールは変更しません）。
- (2) サブセンター（6館）については別途、Wifiルーターを購入し、今年度中に設置完了する予定です。

#### 【問合せ先】

総務市民局地域振興課

担当 杉本、林

電話 582-2111

## 市民センターモバイルルーター運用規程

市民センターに設置するモバイルルーターは、市民センターの利用者が自由に接続できることを基本とし、利用者が貸し出しを希望する場合には、次のとおり貸し出しを行うことができる。

### 第1 貸出対象者

市民センターの使用を申請している個人・団体の代表者。

### 第2 貸出の範囲

モバイルルーターの貸出は、市民センター内で使用する場合のみとする。(市民センターの敷地外で使用したいとの申し出に対しては、貸出はできない。)

### 第3 貸出時間

市民センターの開館時間内とする。

### 第4 モバイルルーター借用の予約

モバイルルーターの貸し出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電話または窓口で予約をする。

市民センターは、他の予約の状況を踏まえ、申請者に貸出の可否を申請者に伝える。

貸し出しが可能な場合は、「モバイルルーター予約及び貸出管理台帳」に必要事項を記載する。

なお、予約の受付時に、モバイルルーターが、

- ・同時接続は 15 台以下であること。
  - ・電波の状況や使用する場所(部屋)によっては、回線が不安定になる場合があること。
- を申請者に説明し、あらかじめ理解を得ておく。

### 第5 モバイルルーターの貸し出し

申請者は、モバイルルーターの引渡しの際、「モバイルルーター予約及び貸出管理台帳」に必要事項を記載するとともに、市民センターモバイルルーター借用書(様式1)を提出するものとする。

### 第6 事前に予約していない者からモバイルルーターの貸出の要望があった場合の対応

モバイルルーターの貸出の事前予約をしていない市民センター利用者から、貸出の要望があった場合は、すでに予約をしている申請者の利用の支障がなければ、貸出をすることができる。

なお、貸出にあたっては、申請者は第5と同様に、「モバイルルーター予約及び貸出管理台帳」に必要事項を記載するとともに、市民センターモバイルルーター借用書(様式1)を提出するものとする。

### 第7 モバイルルーターの引渡し及び返却

申請者は、指定された日時に、引渡し及び返却を行うものとする。また、その際に、モバイルルーターが正常な状態であることを申請者と館長又は市民センター職員で相互に確認するものとする。

### 第8 損害賠償

モバイルルーターを借用した者が、故意又は過失によりモバイルルーターを亡失し又は破損させた場合は、市民センターモバイルルーター亡失等届出書(様式2)を館長に提出するとともに、

当該モバイルルーターを原状に復し、又は市が認定した損害額を負担するものとする。

なお、損害賠償の額及び賠償の方法については、区役所コミュニティ支援課及び地域振興課と協議のうえ、決定するものとする。

ただし、不可抗力その他相当の事情があると市が認めるときは、この限りでない。

## 第9 承認の取り消し及び返還

館長は、災害や館の行事など公益上特に必要があると認めるときは、利用者に対し、承認を取り消し、又は貸し出したモバイルルーターの返還を求めることができるものとする。

付 則

この規程は、令和 8 年 4 月1日から施行する。

## 市民センターのモバイルルーターについて

### 1 モバイルルーターの仕様

- (1) 型番 FS040W (富士ソフト社製)
- (2) 接続時間 無制限
- (3) データ容量 無制限
- (4) 接続範囲 10m程度
- (5) 同時接続 15台



### 2 設置箇所・台数

- (1) 市民センター本館 (130館) 1台設置 (R4年度～)
- (2) サブセンター (5館) ※伊川を除く 今年度中に1台設置の予定

### 3 ID・パスワード揭示の例

本館 (130館) のモバイルルーターは、(一社)北九州ネットワークスからの無償提供を受け、設置しているものです。本館でID・パスワードを揭示する際は、同社から無償提供を受けている旨も記載してください。

- (1) 本館 (130館) の場合 別紙 3\_1 のとおり
- (2) サブセンターの場合 別紙 3\_2 のとおり

※下記の操作方法を参考に、各ルーター固有のID・パスワードを確認のうえ、揭示物を作成してください。



画面下のボタンを1回押すと画面に「SSID」「パスワード」が表示されます

## 市民センターのWi-Fi環境について

- 災害時の情報取得用として設置している「Kitakyushu-City Free Wi-Fi」は、令和8年3月31日（火）をもってサービス終了となります。
- 令和8年4月1日（水）からは、下記のIDおよびパスワードで、Wi-Fi サービスをご利用ください。

### フリーWifi接続ID・PW

このWi-Fi ルーターは  
(一社)北九州ネットワークスからの無償提供を受け、設置しています。

**ID: ○○○○○○○○○○**

**PW: ○○○○○○○○○○**

※ルーター貸出中は使用できない場合があります

## 市民センターのWi-Fi環境について

- 災害時の情報取得用として設置している「Kitakyushu-City Free Wi-Fi」は、令和8年3月31日（火）をもってサービス終了となります。
- 令和8年4月1日（水）からは、下記のIDおよびパスワードで、Wi-Fi サービスをご利用ください。

### フリーWifi接続ID・PW

**ID: ○○○○○○○○○○**

**PW: ○○○○○○○○○○**

※ルーター貸出中は使用できない場合があります

情報セキュリティの確保について  
(小倉南区市民センターにおける取り扱い)

【基本的な取り扱い】

市民センターでは USB メモリは利用しない

- (理由) 盗難・紛失に伴う個人情報流出の未然防止  
 (対応策) ・メールでのデータ受け渡し(別添①②)  
 ・NAS の活用(別添③ R7 年度内 各市民センターへ導入)

【やむを得ない場合】

市民 C やまち協、自治会、外部講師など、それぞれが所有するパソコンと USB メモリーなど(別添④⑤)を接続し、データを受け渡す

- (例) 外部講師が研修資料を当日持ち込む場合  
 地域行事で撮影したデジカメ写真データを取り込む場合 など

※ 利用にあたっては、責任者(館長)のもと、下記(1)～(3)に基づく判断、利用者への指導・監督を徹底すること

- (1) 利用の必要性を再度確認
  - ・安易に利用しない
- (2) セキュリティの確保
  - ・利用が必要な場合は、データの受け渡しを速やかかつ慎重に
  - ・データの暗号化、パスワード保護、ウイルスチェックなどの機能付きのものを使用
- (3) 盗難・紛失の未然防止
  - ・USB など小型で持ち運びのしやすいものは、特に注意
  - ・持ち出さない。保管場所を決める・施錠する、管理台帳を整備する
  - ・保管時はデータを残さず、空の状態にする

【その他】

- ・データの受け渡しには、別添のとおり何らかのリスクがあります。
- ・個人情報とは、人の名前や住所、連絡先、生年月日などだけではなく、個人を識別できる顔写真や写り込みも該当します。
- ・市民センターに限らず、まちづくり協議会など関係団体も含め、情報の取り扱いには十分気を付けるよう、注意喚起をお願いします。

## データの受け渡し(例)

方法	メリット	デメリット
① メール (添付ファイル)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性が高い</li> <li>・低コスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤送信による情報漏洩</li> <li>・ウイルス感染</li> <li>・ファイル容量制限</li> </ul>
② メール (無料の大容量データ 転送サービス) ※ ギガファイル便	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性が高い</li> <li>・低コスト</li> <li>※大容量 (1ファイル:300G) パスワード設定や、ウイルスチェック機能有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダウンロードURLやパスワードの誤送信による情報漏洩</li> <li>・ダウンロードに有効期限あり</li> </ul>
③ ネットによる 共有デバイス (Nasなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PC、スマホなど複数の端末からアクセス可</li> <li>・データの共有・一元管理が可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト高</li> <li>・機器故障時のデータ損失</li> <li>・ウイルス感染</li> </ul>
④ 外付けHDD	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンデータのバックアップに汎用</li> <li>・小型は持ち運び可</li> <li>・大容量</li> <li>・低コスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落下や振動など衝撃に弱く故障し易い</li> <li>・寿命が短い</li> <li>・ウイルス感染</li> </ul>
⑤ USB・SDカード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクト</li> <li>・持ち運びが便利</li> <li>・低コスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盗難・紛失による情報漏洩</li> <li>・ウイルス感染</li> </ul>

令和8年3月18日

小倉南区内市民センター館長 各位

小倉南区コミュニティ支援課長 高橋 典子

市民センター保有物品・備品管理について（依頼）

会計室通知北九会第1920号「令和7年度 備品の定期検査の実施について」に基づき、市民センター所管備品について照合を行い、別紙報告書にて報告いただきますようお願いいたします。

併せて、表記の件について、下記のとおり取り扱うことといたしますので、今後の事務取扱について、よろしくお願いいたします。

記

1 備品検査の実施について

- (1) 検査対象 各市民センターで保有するコミュニティ支援課所管備品  
(5万円以上で購入、または寄贈を受けたもの)
- (2) 実施方法 保有している備品を別紙1「備品一覧」と全件照合いただき、**別紙2「実施報告書」を3月30日（月）までに、下記提出先まで電子メールにてご提出ください。**
- (3) 提出先 コミュニティ支援課代表アドレス  
[minami-community@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:minami-community@city.kitakyushu.lg.jp)

2 市民センター保有物品・備品について

市民センターで保有している物品・備品のうち、コミュニティ支援課所管物品・備品については、利用者に対して貸与することは想定されておりませんが、**センターの実情に応じて、貸与することを妨げるものではありません。**

貸与する場合は、「貸出管理簿」を作成するなど、紛失や損傷等トラブル防止の対応をお願いいたします。

※AED, モバイルルーター等については、別途規程・借用書が設けられています。

詳細については、市民センター事務処理マニュアルをご確認ください。

問い合わせ先  
小倉南区コミュニティ支援課  
コミュニティ支援係  
担当：救仁郷、福田、日高  
TEL 951-0201

令和8年3月13日

各校（地）区まちづくり協議会会長 様

## 令和8年度市民センター管理運営業務に関するお知らせ

日頃より北九州市政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、貴協議会におかれましては、平素より北九州市市民センターの管理運営業務にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

この度、令和8年度の市民センター管理運営業務における職員の雇用について、下記のとおりお知らせいたします。

貴協議会において、令和8年度の職員の雇用契約の検討にご活用いただき、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1 令和8年度の基準時間単価 1, 203円

### 2 基準時間単価の性格

この時間単価は、市が管理運営業務の委託料を算定する際に用いる基準の一つとしており、市の会計年度任用職員の賃金に準拠して設定しております。

#### 【問合せ先】

小倉南区役所コミュニティ支援課

担当 兵頭・日高

電話 951-0201

不動産をお持ちの自治会・町内会の皆様へ

## 自治会の土地・集会所など(不動産)の「名義(登記)」は大丈夫ですか

～相続登記の義務化と、自治会不動産の取り扱い～



### ■ 相続登記が義務化されています

令和6年4月から、相続により不動産を取得した場合、原則3年以内に相続登記の申請を行うことが義務となりました。  
正当な理由なく放置した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。

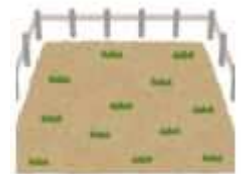
※過去の相続で未登記のものも対象です。

※原則として令和8年度末までに対応が必要です。

### ■ 自治会で確認していただきたいこと

自治会の集会所や土地の登記名義が次のようになっていないか確認してください。

- 元会長など個人名義のままになっている
- 複数の個人の共有名義になっている
- 名義人がすでに亡くなっている



このような場合、名義人が亡くなっていると、その相続人に相続登記の義務(3年以内)が発生します。

### ■ 自治会名義にする方法

自治会の土地や集会所を「個人名義」ではなく「自治会名義」にしたい場合認可地縁団体の申請を行い、法人化することで、自治会名義で登記することが可能です。

### ■ 相続人が分からない場合でも対応できる制度

名義が個人で相続人が分からない場合でも、認可地縁団体として法人化した上で、「認可地縁団体の不動産に係る登記の特例」を利用し、自治会名義に変更できる場合があります。※制度の利用には一定の要件があります。

### ■ まずは登記名義の確認をお願いします

自治会の土地や集会所について、現在の登記名義がどうなっているか一度ご確認ください。

### 【お問い合わせ・相談先】

小倉南区コミュニティ支援課(Tel:951-0201)

総務市民局 地域振興課 (Tel:582-2111)

# 令和8年度 市民センター館長研修方針（案）

## 1. 対象者

市民センター館長 130名

## 2. 目的

平成31年3月に策定した「市民センター館長人材育成方針」を踏まえ、公務員として必要な知識・心構え、市民センターの役割、地域コミュニティ活動や生涯学習活動の推進など、館長として必要な知識・スキルの習得、資質・能力の向上を図る。

また、各区における研修では、全体研修のフォローアップや各区の実情や必要性に応じた内容を、各区コミュニティ支援課や地域・人づくりアドバイザーにより実施する。

## 3. 研修種別

研修は、(1)階層別研修、(2)全体研修、(3)選択研修、(4)事業別研修、(5)区研修、を実施する。

### (1) 階層別研修

階層別研修は、①新任館長研修<事前研修・事業研修・実地研修・事後研修>、②採用2年次館長研修、③採用5年次館長研修を実施する。

#### ①新任館長研修<全4回>

<事前研修>

地域づくりの拠点となる市民センターの役割を踏まえ、市民センター館長としての心構えや館の運営に関する基本的な知識の習得を目指す。

<事業研修>

市民センターで実施される主要な事業や市民センター事業を通じた人づくり・地域づくりの仕組みへの理解を目指す。

<実地研修>

市民センターの施設管理のための基本的な知識や点検方法についての理解を目指す。

<事後研修>

文化祭等の大きな事業を経験した段階で、これまでの取り組みを振り返り課題等の共有、今後の取り組みへ向けた情報交換を行う。

#### ②採用2年次館長研修<全1回>

これまでの1年間の取り組みを振り返り、うまくいった点や反省点、今後の改善点について、個人で整理するとともに、グループディスカッションを通じて、知識・経験・目標を共有することで、今後の様々な活動・事業の推進につなげる。

#### ③採用5年次館長研修<全1回>

最後の任用期間を迎えるにあたり、これまでの取り組みとその成果を振り返る。その上で、今後の取り組み、市民センターや地域に何を残すことができるのか整理することで、残りの任期での取り組みについて考える。

## (2) 全体研修 <全5回>

全体研修では、全館長を対象に、「市民センター館長人材育成方針」に基づき、市民センター館長に必要となる知識・スキルの習得を目指して実施する。

## (3) 選択研修（区選抜制）

毎年テーマを設定し研修を実施する。2回連続講座として、座学・ワークを組み合わせ、市民センター館長の企画力、実践力等の育成を図る。人数を限定し、受講する市民センター館長は各区で選抜する。

## (4) 事業別研修

以下の事業実施の場を事業別研修と位置付けることで、各館の取り組みの情報交換や事業実施に関する気づき・学びの場として活用する。

- ①子育てサポーターのびのび交流会
- ②市民センター職員等研修会
- ③人権文化のまちづくり講演会
- ④その他、関係課が実施する研修

## (5) 区研修

階層別研修や全体研修の実施内容を踏まえて、各区の実情や必要性に合わせて、各区コミュニティ支援課のコミュニティライン、生涯学習ライン、地域・人づくりアドバイザー、地域・人づくり担当補佐が協働して実施する。

## 4. 館長情報交換会

館長情報交換会の時間は、**研修の振り返りの時間**と館長同士の情報交換の時間として、全体研修後に実施する。

## 令和8年度市民センター新任館長研修実施要領

### 1. 目的

地域づくりの拠点となる市民センターの役割を踏まえ、市民センター館長としての心構えや館の運営に関する基本的な知識の習得を目指す。加えて、市民センターで実施される主要な事業や市民センター事業を通じた人づくり・地域づくりの仕組みへの理解、館長同士のネットワークの構築を目指す。

また、新任館長が市民センターに着任後、スムーズに業務に取り組むことができるよう、館長としての心構えやセンター運営の基本事項について事前研修を実施する。また、研修内容は動画配信することで、必要な場合に繰り返し見返すことができるようにする。

### 2. 対象

令和8年度採用 市民センター新任館長 18名 ※令和7年度時点で館長のものは8名

### 3. 実施方法

○全4回、原則集合形式で行う。

○第1回：事前研修（令和8年3月）

講義等を通じて、市民センター館長としての心構えやセンターの運営に関する基本的な事項を学ぶ。

※任用前の事前研修であるため、あくまで希望制の研修として実施。（継続任用される館長が参加する場合も公務とはしない。）

※研修欠席者には、研修資料を配布予定。

※継続任用の館長は希望する場合は受講可。

○第2回：事業研修（令和8年4月）

市民センターで実施される主要な事業を中心に学ぶ。

※継続任用の館長は資料配布のみ。ただし希望者は受講可とする。

○第3回：実地研修（5月頃を予定）

実際に市民センターを訪れ、施設の保守管理のポイントや具体的な点検方法等について学ぶ。

○第4回：事後研修（12月頃を予定）

市民センターに配属後、約半年間での取り組みを通して、その振り返りや課題整理を行う。出された課題への対応策を検討するとともに、今期の後半に取り組むことを学ぶ。

### 4. 日時

第1回 令和8年3月14日（土） 9:15～12:20

第2回 令和8年4月15日（水） ※内容は調整中

第3回 調整中（5月頃を予定）

第4回 調整中（12月頃を予定）

## 5. 会 場

- 第1回 浅生市民センター 会議室（戸畑区浅生2丁目13-7）  
 第2回 生涯学習総合センター 2階 第2・3研修室（小倉北区大門1丁目6-43）  
 第3回 調整中（市民センターで実施）  
 第4回 生涯学習総合センター 未定（小倉北区大門1丁目6-43）

## 6. 主 催

総務市民局生涯学習課

## 7. 研修内容

<事前研修> 令和8年3月14日（土） 9:15～12:20

時間	内容	講 師
9:15～9:20	開講式及びオリエンテーション	生涯学習課
9:20～9:35	講話	地域・人づくり部長
9:35～10:15	市民センターの役割等	地域振興課
10:15～10:45	市民センターの生涯学習事業とその意義	生涯学習課
10:45～10:55	休憩	
10:55～11:25	まちづくり協議会と市民センターとの連携について	まちづくり協議会 会長
11:25～12:05	館長としての心構え	市民センター館長（2年次館長）
12:05～12:15	センター見学	
12:15～12:20	閉講式	生涯学習課

※継続任用の館長は希望する場合は受講可。

※継続任用の館長で受講を希望する方は、「まちづくり協議会と市民センターとの連携について」までの受講になります。

<事業研修> 令和8年4月15日(水)

※研修内容については現在調整中のため、参考として、令和7年度の研修内容を記載しております。

時間	内容	講師
10:00～10:05	オリエンテーション	生涯学習課
10:05～12:05	市民センターの運営について	総務市民局地域振興課
12:05～13:10	休憩	
13:10～13:30	北九州市基本構想・基本計画	政策局政策課
13:35～13:55	住民自治基本条例について	総務局総務課
14:00～15:00	本市の保健福祉政策と市民センターにおける取組	保健福祉局地域福祉推進課、健康推進課
15:00～15:10	休憩	
15:10～15:30	市民センターにおける人権学習について	教育委員会企画調整課 人権教育・事業調整担当
15:35～16:05	防災拠点としての市民センターの役割	危機管理室防災企画担当
16:10～16:40	循環型社会の構築を目指す市民センターでの取組	環境局循環社会推進課
16:40～16:50	連絡事項等	生涯学習課

※継続任用の館長は資料配布のみ。ただし希望者は受講可とする。

<実地研修> <事後研修> 実施日・研修内容等は調整中

# 令和8年度市民センター 採用2年次・5年次館長研修実施要領

## 1. 目的

<採用2年次>

新規採用から各事業・講座等を通して、取り組んだ地域づくり・人づくりを振り返り、課題整理を行う。出てきた課題への対応策を検討するとともに、今期の後半に取り組むことや来年度に向けて実施する各事業・講座等の充実に活かし、地域のコミュニティ活動や生涯学習活動の推進につなげる。

<採用5年次>

最後の任用期間を迎えるにあたり、今まで目指してきた地域・人づくり事業の成果等を振り返るとともに、今後の継続的な地域づくりに向け、残りの期間での取組について考え、学び合う。また、館長での経験を地域活動に活かす取組について考える。

## 2. 対象

市民センター2年次館長、5年次館長

## 3. 日時

令和8年6月18日(木) 13:30~17:00

## 4. 会場

生涯学習総合センター 3階ホール

## 5. 主催

総務市民局生涯学習課

## 6. スケジュール

時間	内容	講師
13:30~ 14:45	<b>【年次別研修】</b> <b>&lt;2年次研修・1年間の振り返り&gt;</b> 新規採用から取り組んだ各事業・講座の良かった点、悪かった点、今後取り組むべき点などについて振り返る。 また、地域課題の把握方法、把握した課題の解決に向けた取組について考え、学び合う。 <b>&lt;5年次研修・4年間の振り返り&gt;</b> 今まで目指してきた地域・人づくり事業の成果等を振り返るとともに、来年度以降も継続的な地域づくりに向けた、地域の人材育成について考え、学び合う。 また、館長での経験を地域活動にどう活かすかを考える。	ファシリテーター 地域・人づくりアドバイザー
14:45~ 14:55	休憩	
14:55~ 17:00	<b>【2年次・5年次合同研修】</b> 年次の異なる館長が、センター運営に関する悩みや問題を共有し、またアドバイスし合うことを通じて、今後のセンターの運営への気づき・学びに繋げる。	ファシリテーター 地域・人づくりアドバイザー

# 令和 8 年度市民センター館長研修（全体研修）実施要領

## 1. 目的

生涯学習など市民センターで実施される事業や施設の運営・管理、地域づくり・人づくりの取り組み、また地域で抱える課題等、その時々で市民センターの運営に必要となる知識・スキルをテーマに研修を実施する。研修では、講義や事例紹介による学びに加えて、ワークや意見交換を通じた館長同士が学び合う場とする。

また、研修に合わせて、市民センターの運営や事業に関して、館長同士が気軽に意見交換できる意見交換会を実施する。

## 2. 対象

市民センター館長

## 3. 実施方法

会場における集合及びオンライン参加によるハイブリット方式

※研修内容により集合研修またはオンラインのみの場合あり

## 4. 会場

生涯学習総合センター 3階 大ホール

## 5. 実施内容・スケジュール

全 5 回、時間帯は 13:30～17:00（館長意見交換会を含む）

※詳細は別紙のとおり

## 6. 主催

総務市民局生涯学習課

<実施内容・スケジュール>

日 時	研修内容
<p>4月24日(金) 10:30~12:15</p>	<p>【生涯学習推進コーディネーターについて学ぶ】 令和8年度生涯学習推進コーディネーター研修会を同時受講 生涯学習推進コーディネーターの活用事例を学ぶ</p>
<p>5月27日(水) 13:30~17:00</p>	<p>13:30~16:00 【地域コミュニティビジョン・生涯学習ビジョン等】 地域づくり・人づくりの指針となる、新たに策定された「地域コミュニティビジョン」「生涯学習ビジョン(生涯学習推進計画)」について学ぶ 16:00~17:00【館長情報交換会】</p>
<p>7月16日(木) 13:30~17:00</p>	<p>13:30~16:00【社会教育・生涯学習について学ぶ】 市民センターでの生涯学習活動を実践するうえでの基本となる社会教育・生涯学習の考え方・実践方法を学ぶ 16:00~17:00【館長情報交換会】</p>
<p>8月26日(水) 13:30~17:00</p>	<p>13:30~16:00【ボランティアコーディネーションについて学ぶ】 地域活動や市民センター活動を支えるボランティアの活動の活性化に向けて、ボランティアへの理解を深めるとともに、その活動を支援するボランティアコーディネーションについて学ぶ 16:00~17:00【館長情報交換会】</p>
<p>11月25日(水) 13:30~17:00</p>	<p>13:30~16:00【他地域の実践から学ぶ】 他地域の公民館等での実践から学び、今後の市民センター事業へとつなげる 16:00~17:00【館長情報交換会】</p>

# 令和8年度市民センター館長選択研修実施要領

## 1. 目的

市民センターの運営状況や社会情勢等をもとに毎年テーマを設定し実施する。講座は、座学・ワーク等を組み合わせた2回連続講座とし、市民センター館長の実践力等の育成を図る。

## 2. 対象

市民センター館長

※受講者は20人程度

※各区に人数を割り振り、受講者は区より推薦。

## 3. 日時

①令和8年9月2日(水) 14:00～17:00

②令和8年9月16日(水) 14:00～17:00

## 4. 会場

生涯学習総合センター 3階ホール

## 5. テーマ

「講座の企画・運営」

市民センターにおける生涯学習市民講座の位置づけ・意義について学び、その企画・運営方法について、座学とワークで学ぶ

## 6. 主催

総務市民局生涯学習課

市民センター館長研修 令和7・8年度(案)比較

研修種別	令和8年度(案)	令和7年度
<p>①新任館長研修 &lt;新任館長及び希望者&gt;</p> <p>(1) 階層別研修</p>	<p>【事前研修】 3/14(土) &lt;0.5日×1回&gt; 館長としての心構えや基本的な知識 【事業研修】 4/15(水) &lt;0.5日×1回&gt; 市民センターで行われる事業の理解 【実地研修】 5月(調整中) &lt;0.5日×1回&gt; 施設管理の知識・点検方法 【事後研修】 12/16(水) &lt;0.5日×1回&gt; これまでの取り組みの振り返り</p>	<p>【事前研修】 3/15(土) &lt;0.5日×1回&gt; 館長としての心構えや基本的な知識 【事業研修】 4/16(水) &lt;0.5日×1回&gt; 市民センターで行われる事業の理解 【実地研修】 5/29(木) &lt;0.5日×1回&gt; 施設管理の知識・点検方法 【事後研修】 12/9(火) &lt;0.5日×1回&gt; これまでの取り組みの振り返り</p>
<p>②採用2年次館長研修 &lt;2年次館長(継続雇用者を除く)&gt;</p>	<p>6/18(木) &lt;0.5日×1回&gt; ・採用からの振り返りと今後の取り組み ・5年次館長とグループワーク</p>	<p>6/11(水) &lt;0.5日×1回&gt; ・採用からの振り返りと今後の取り組み ・5年次館長とグループワーク</p>
<p>③採用5年次館長研修 &lt;5年次館長&gt;</p>	<p>6/18(木) &lt;0.5日×1回&gt; ・4年間の振り返り・2年次館長グループワーク</p>	<p>6/11(水) &lt;0.5日×1回&gt; ・4年間の振り返り・2年次館長とグループワーク</p>
<p>(2) 全体研修 &lt;全館長&gt;</p>	<p>①4/24(金) &lt;0.5日×1回&gt; 生涯学習コーディネーターについて ②5/27(水) &lt;0.5日×1回&gt; 地域コミュニケーション、生涯学習ビジョン等 ③7/16(木) &lt;0.5日×1回&gt; 社会教育・生涯学習 ④8/26(水) &lt;0.5日×1回&gt; ボランティアコーディネーション ⑤11/25(水) &lt;0.5日×1回&gt; 他地域の実践から学ぶ ※②～⑤は終了後「館長情報交換会」を実施</p>	<p>①4/23(水) &lt;0.5日×1回&gt; 生涯学習コーディネーターについて ②5/30(金) &lt;0.5日×1回&gt; 社会教育・生涯学習 ③7/10(木) &lt;0.5日×1回&gt; コミュニケーション ④8/26(火) &lt;0.5日×1回&gt; 他地域の実践から学ぶ① ⑤11/26(水) &lt;0.5日×1回&gt; 他地域の実践から学ぶ② ※②～⑤は終了後「館長情報交換会」を実施</p>
<p>(3) 選択研修(区選抜制)</p>	<p>①9/2(水)、②9/16(水) &lt;0.5日×2回&gt; ・講座企画・運営</p>	<p>—</p>
<p>(4) 事業別研修&lt;希望者&gt;</p>	<p>①子育てサポーターのびのび交流会 ②市民センター職員等研修会 ③人権文化のまちづくり講演会 ④生涯学習課以外の事業別研修</p>	<p>①子育てサポーターのびのび交流会 ②市民センター職員等研修会 ③人権文化のまちづくり講演会 ④生涯学習課以外の事業別研修</p>

令和8年度 小倉南区館長研修・分科会 計画表

対 象：小倉南区市民センター館長・小倉南生涯学習センター北方分館館長

開催場所：館長研修・・・小倉南生涯学習センター3F視聴覚室・小倉南区役所

分科会・・・視聴覚室・第一会議室

	実施日	内容	講師・他
1	4/1 (水) 14:00~16:00	○ 小倉南区新任館長研修	小倉南区役所コミュニティ支援課 コミュニティ支援係・生涯学習係
2	4/17(金) 13:30~17:00	○ 小倉南区新任館長研修 市民センターで実施する事業について	小倉南区役所コミュニティ支援課 地域・人づくりアドバイザー
3	4/21(火) 13:30~15:30	○ 市民センターの管理運営について 館長のサービスについて	小倉南区役所コミュニティ支援課 コミュニティ支援係
4	5/20 (水) 13:30~15:30	○ 企画ワークショップ	ドコモgaccoマーケティング & リューション部 部長 横山 竜也
5	6/19 (金) 13:30~15:30	○ 分科会	市民センター館長
6	7/17 (金) 13:30~15:30	○ 企画ワークショップ	ドコモgaccoマーケティング & リューション部 部長 横山 竜也
7	8/20 (木) 13:30~15:30	○ 分科会	市民センター館長
8	9/18 (金) 13:30~15:30	○ 企画ワークショップ	ドコモgaccoマーケティング & リューション部 部長 横山 竜也
9	10/20 (火) 13:30~15:30	○ 分科会	市民センター館長
10	11/20 (金) 13:30~15:30	○ 分科会	市民センター館長
11	12/18 (金) 13:30~15:30	○ 人権研修	小倉南区役所 地域・人づくりアドバイザー
12	1/20 (水) 13:30~15:30	○ 分科会	市民センター館長
13	2/19 (金) 13:30~15:30	○ 今年度の生涯学習事業の 振り返りと次年度にむけて	小倉南区役所 地域・人づくりアドバイザー
14	3/19 (金) 13:30~15:30	○ 5年間を振り返って 退任館長より	市民センター館長 地域・人づくりアドバイザー

※ スキルアップ研修  
空き家コミュニケーター養成（選択制・選抜制）  
社会経済情勢から考える地域社会の未来(仮題)

※ 情報交換会  
A BブロックC Dブロックに分かれて情報交換・自主研修を行い、館長会議で報告

## 令和8年度 小倉南区市民センター・北方分館職員研修会

### ○全体研修

実施日・会場		研修内容	講師・他	主催
1	5月13日(水) 14:00~16:00 小倉南生涯学習センター 2F特別会議室	○新任職員研修 ・市民センターの役割 ・市民センターの事業について ・来館者への対応について	小倉南区役所 コミュニティ支援課 地域・人づくりアドバイザー	小倉南区
2	5月28日(水) 10:00~15:30 小倉南生涯学習センター 2F特別会議室	○市民センターに関する事務について 10:00~12:00 ・収入統計などの事務手続きについて (コミュニティ支援係) 13:30~15:30 ・生涯学習事業に係る事務手続きについて (生涯学習係)	小倉南区役所 コミュニティ支援課 担当職員	小倉南区
3	6月~7月 13:30~16:00 ※日程会場は後日調整	○講座の企画について ABブロック CDブロック	小倉南区役所 地域・人づくりアドバイザー	
4	7月~10月 A B C D	○各ブロックでテーマを決めて学習・ 情報交換をする	各ブロック 担当センター(会場) A:田原 B:湯川 C:徳力 D:両谷	小倉南区
5	7月~10月 ※日程会場は後日調整	○広報について ABブロック CDブロック	小倉南区役所 地域・人づくりアドバイザー	小倉南区
6	2月未定 ウェル戸畑	○市民センター職員等研修会 (全市)		市民文化スポーツ局
7	3月3日(水) 14:00~16:00 小倉南生涯学習センター 3F視聴覚室	○実績報告書の書き方について 他 ○今年度の講座の振り返り	小倉南区役所 コミュニティ支援課 地域・人づくりアドバイザー	小倉南区

令和8年3月26日

市民センター館長 様

小倉南区役所コミュニティ支援課  
地域交流担当課長 秋吉 悟

令和8年度

小倉南区子育てサポーターの会「みなみん」主催 “あそびの広場”について(依頼)

日頃より子育てネットワークの充実事業の実施にあたりましては、多大なご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、小倉南区の市民センターで子育て支援の活動をしている子育てサポーターの会「みなみん」主催で、子育て中の保護者や未就学児を対象に下記の通り、“あそびの広場”を開催するはこびとなりました。

つきましては、“あそびの広場”の周知のために、館報への掲載をお願いいたします。また、市民センターにお届けしておりますチラシにつきましては、フリースペース・乳幼児なんでも相談の時に配布いただきますようお願いいたします。

#### 記

日時 令和8年6月13日(土) 10:00～13:00

場所 小倉南生涯学習センター 3階 各部屋

内容 ・みなみん発足15周年記念コンサート

うたのお姉さんまいまいちゃんコンサート

・手形足形アート

・バルーンアート

・手作りおもちゃ

・市民センターでの子育て支援活動のパネル展示

対象 未就学児親子

※ 原稿は後日センターにデータをお届けします。

※ 小倉南区子育てサポーターの会「みなみん」について

平成24年に小倉南区の市民センターで子育て支援の活動をしている子育てサポーターが「みなみん」という名称で立ち上げた組織です。会員相互の連携を図り、相互の学習や研修を積み重ねながら資質の向上を図っています。

## まつりみなみ2026 の開催について

### 見直し内容

- ① 予備日を廃止する。
- ② 校区の参加は任意とし、複数校区にて合同による参加も可能とする。

### 1 開催日

令和8年 8月29日(土)

#### <参考>

- ・子どもまつり 10月3日(土)(予定)
- ・わっしょい 9月21日(月・祝)～9月22日(火・祝)

### 2 会場

志井公園(小倉南区志井)

### 3 開催時間

18時～21時 (花火20時)

### 4 実施内容

「みなみ区おまつり村」「総踊り」「打上花火」等

地域のチャレンジを応援！

# 小倉南区まちづくりステップアップ事業

市民主体のまちづくりを推進するため、市民が主体的に取り組む地域の特性を活かした活動や地域の活性化につながる新たなまちづくり活動などについて活動費の一部を補助します。

## 1 補助の対象となる団体

北九州市内に活動の拠点を有する「非営利団体」に限ります。  
※個人の応募は不可

## 2 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内で、**30万円**を上限額とします。  
※千円未満切り捨て

## 3 補助の対象となる活動

- (1) 地域におけるまつりなど、地域住民の交流の促進に関する活動
- (2) まちづくりにつながるイベント・講座・研修等の活動
- (3) コミュニティビジネスの促進に関する活動
- (4) 地域の歴史の調査・研究、文化の振興に関する活動
- (5) 環境保全・自然保護の促進に関する活動
- (6) 国際交流・国際協力の促進に関する活動
- (7) 子どもの健全育成・子育ての支援に関する活動 など

※令和8年4月から翌年3月末までに実施される活動を補助の対象とします。

### 【申請から実施までの流れ(予定)】



### 【募集期間(申込み受付期間)】

令和8年4月1日(火)から4月15日(水)まで

- ※ 小倉南区役所総務企画課へ、所定の書類をメールに添付して提出してください。
- ※ 所定の書類は、ホームページからダウンロードできます。

### 【提出先・お問い合わせ】

小倉南区役所 総務企画課 戦略係 ☎:093-280-7839  
メール:minami-soumu@city.kitakyushu.lg.jp

※この事業の正式決定は、令和8年度予算成立後になります。あらかじめご了承ください。

## 補助金申請から活動実施までの事務手続き

### ① 補助金交付申請書等の作成・提出

補助金の申請団体は、募集期間内に補助金交付申請書(様式第1号)、活動計画書(様式第2号)、収支予算計画書(様式第3号)及び団体の構成員名簿(様式第4号)を作成し、小倉南区総務企画課戦略係に提出してください。様式は、北九州市のホームページ又は市民活動サポートセンターのホームページ「キラキラネット」の助成金情報からもダウンロードできます。

### ② 補助金交付団体の決定

募集期間終了後、外部の方々の意見を参考に各団体から提出された申請書の内容を審査し、補助金交付の可否等を決定します。決定内容については、各団体に文書でお知らせいたします。

### ③ その後の手続

補助金の交付決定を受けた団体に対しては、補助金を受けるに当たっての留意事項について説明します。以後、活動を実施していく中で不明な点がございましたら、小倉南区役所総務企画課へお問い合わせください。

補助金の交付対象経費 ※補助対象活動の実施に直接要した経費			
科目	内容	科目	内容
賃 金	雇用したアルバイト等の賃金 (団体の構成員以外)	消耗品・材料費	事務消耗品、材料、書籍等の購入費等
報 償 費	講師や通訳など外部の専門家に対する謝礼等	印刷製本費	ポスター、パンフレット等のコピー、印刷代等
旅費・交通費	出張旅費や交通費等	使 用 料	会場借上料、車両・機器等の賃借料等
委 託 費	会場テントの設営等、活動の一部を他に委託するための費用	役 務 費	郵便代、宅配便代、保険料、クリーニング代、振込手数料等
備 品 費	単価2万円未満の備品の購入費		

### ⚠ 補助金の交付対象外経費

- ① 団体の構成員に対する給与、賃金、謝礼等の経費
- ② 事務所賃貸料、事務機器のリース料、通信費、光熱水費等団体の経常的な活動に係る経費
- ③ 事業の企画、運営など活動の中心部分の委託に係る経費
- ④ 飲食費(会議時の茶代、講演・イベント等における講師及びスタッフの弁当代等を含む。)
- ⑤ 机・椅子・事務機器等、事務所用備品の購入費
- ⑥ 単価2万円以上の備品の購入費
- ⑦ 領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- ⑧ その他市長が適当でないと認める経費

## その他の留意事項

- ① 補助金の交付は、同一団体の同一活動に対しては1回限りとします。ただし、交付決定を受けた活動に新たな企画を加えるなどして、その活動がステップアップしたと認められる場合には、翌年度に限り、申請を行うことができます。
- ② 同一の活動を複数の区に申請することはできません。
- ③ 北九州市又は北九州市の政策連携団体から補助金等の交付を受けている活動、営利を目的とした活動、宗教的な活動及び政治的な活動は、募集の対象から除きます。
- ④ 営利を目的とした団体、特定の政党若しくは宗教又は公選の選挙の候補者の支持に関係のある団体は、募集の対象から除きます。
- ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団又は暴力団若しくは同法第2条第6号に定める暴力団員と密接な関係を有するものは、募集の対象から除きます。
- ⑥ 補助金の交付対象団体又は交付対象活動に該当しないことが判明した時は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。補助金の交付決定の取り消しにより生じた損害について、市はその賠償責任を負いません。
- ⑦ 事業報告書提出などの法定手続きを適切に行っていないNPO法人は、募集の対象から除きます。

各市民センター・公民館 各位

令和8年3月12日

## 市民向け法律講座開催のご提案

福岡県司法書士会北九州支部  
市民法律講座委員会  
委員長 尾 茂 田 真

### はじめに

私たち司法書士は、業務を通じて市民の方の法的な相談に応じてきました。その相談の中には、「早く相談してくれていれば」あるいは「もう少し法律についての知識があれば」問題が大きくならなかつたと思われる事案が多く見受けられます。

そこで、福岡県司法書士会北九州支部では、「市民法律講座委員会」を立ち上げ、市民の方に気軽に法律を学んでもらうための法律講座を開催していきたいと考えました。

### 市民を取り巻く法的環境

市民の方の生活や財産に対する権利意識は高まっているように感じます。老後・死後に自分の生活や財産をどうしたいかを自ら決めたいという人が増えているようで、「エンディングノート」や「遺言書キット」などが販売されていて手軽に作成できるようになっています。しかし、安易に作成して法律の要件を満たさず遺言書として無効となったケースや遺言をしておいたほうがよい人に遺言書がなく「遺言書さえあれば、争いにならなかつた」と思ったケースは多くあります。

また、令和6年4月1日から相続登記の義務化に伴い相続登記の相談件数も例年に比べ増加しております。

私たちが相談を受ける中で、依頼者にもう少し法的知識があつて事前に対処していればもっとスムーズに解決できただろうというケースは少なくありません。

市民の方は、ある程度の情報は持たれているものの、思い込みや勘違いをして法律上の正確な知識や情報を得る機会がないのではないかと考えます。

### これまでの取り組み

市民法律講座委員会は、令和7年度におきましては、以下のとおり、地域の市民センター等において法律講座を開催してきました。

講座では、パワーポイントを使って、分かり易く伝えることを目指しました。参加された受講者の方々からは、「分かりやすかつた」「ためになつた」と好評を得ています。

令和7年度

- ①開催日 令和7年4月20日(日)  
開催場所 門司図書館  
テーマ 相続遺言教室
  
- ②開催日 令和7年4月22日(火)  
開催場所 熊西市民センター  
テーマ 相続遺言教室
  
- ③開催日 令和7年5月13日(火)  
開催場所 則松市民センター  
テーマ 相続遺言教室
  
- ④開催日 令和7年6月12日(木)  
開催場所 陣原市民センター  
テーマ 相続遺言教室
  
- ⑤開催日 令和7年6月12日(木)  
開催場所 南丘市民センター  
テーマ 相続遺言教室
  
- ⑥開催日 令和7年6月13日(金)  
開催場所 北九州市立年長者研修大学校穴生学舎  
テーマ 成年後見と家族信託
  
- ⑦開催日 令和7年6月19日(木)  
開催場所 高蔵市民センター  
テーマ 相続・終活
  
- ⑧開催日 令和7年6月25日(水)  
開催場所 小森江東市民センター  
テーマ 相続遺言教室
  
- ⑨開催日 令和7年9月3日(水)  
開催場所 清見市民センター  
テーマ 相続遺言教室

- ⑩開催日 令和7年9月3日（水）  
開催場所 深町市民センター  
テーマ 相続遺言教室
- ⑪開催日 令和7年11月8日（土）  
開催場所 大里南市民センター  
テーマ 相続遺言教室
- ⑫開催日 令和8年1月16日（金）  
開催場所 北九州市立年長者研修大学校穴生学舎  
テーマ 相続遺言教室
- ⑬開催日 令和8年2月18日（水）  
開催場所 横代市民センター  
テーマ 遺言書の書き方、残し方

#### 令和8年度（2026年度）の法律講座開催に向けて

令和8年度におきましても、令和7年度同様、法律講座を開催して、市民の方に正確な法律知識を分かり易くお伝えしていきたいと考えています。講座の内容は、「相続・遺言」「成年後見」など暮らしの法律問題を中心に行い、パワーポイント等を使って、楽しく分かり易いものにしたいと考えています。

つきましては、各区生涯学習課並びに各市民センターの館長様に、市民センターの取り組みである「生涯学習講座」の1コマとして法律講座開催のご提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

なお、詳しい開催要項は別紙のとおりとなっています。ご検討のほどお願いいたします。

## 市民向け法律講座開催要項

1. 開催時期 2026年4月1日から2027年3月31日まで
2. 開催場所 各地区における市民センターや公民館  
なお、各地区1、2箇所の開催を予定しておりますので、開催のご希望が多くなった場合には、原則先着順によりこちらで選択させていただきます。
3. 対象 地域住民の方々に年齢等は問いません。
4. 講義時間 90分～120分程度（相談に応じます）
5. 費用 無料
6. 講師 福岡県司法書士会北九州支部市民法律講座委員会所属司法書士
7. 講義方法 パワーポイント等を使用した解説の後、質疑応答。肩肘はらなごっこばらんな雰囲気での講義です。
8. テーマ

### 1. 相続・遺言について

- ① 相続人ってどんな人？相続割合はどうなってるの？  
*相続人じゃないと思い込んでいた前妻の子が実は・・・*
- ② 相続した後で困らないために  
*子の名義にしたばかりに借金取りに追われるハメに！*
- ③ 遺産分割がスムーズに進まないケース  
*行方不明の相続人は無視してもいいの？*
- ④ 遺言を上手に使いましょう。  
*子供がいないと兄弟姉妹との争いが発生することも！？*
- ⑤ 遺留分の基礎知識  
*「遺産の全部を妻に」果たして安心か？*
- ⑥ 遺言の書き方、残し方を知っておこう！  
*要件を備えた遺言書をきちんと作りましょう。 etc*

### 2. 成年後見について

- ① 成年後見制度とは  
*こんな場面に遭遇したら・・・*

② 成年後見人ができること・できないこと

後見人に介護を頼めるの？

③ 成年後見制度活用のメリット・デメリット

利用するにはどのくらいお金がかかるの？

お問い合わせ先 : 福岡県司法書士会北九州支部事務局

〒803-0817

北九州市小倉北区田町11-10-202号

TEL 093-571-8445

FAX 093-592-6595

令和 8 年 3 月 13 日

各区コミュニティ支援課長 様

安全・安心推進課  
都市整備担当課長

市民センター会議室の使用について（お願い）

交通災害共済事業を運営している北九州市民共済生活協同組合（理事長：北九州市長、副理事長：副市長）（以下、組合）が解散予定であり、今後、組合員へ出資金の返還を行う必要があるため、下記のとおり市民センター会議室を使用させていただきますようお願いいたします。

使用は令和 9 年以降となり、大変恐縮ですが、当該希望日時において、会議室の予定を確保していただけますと幸いです。

記

1 使用目的

- ・ 組合解散に伴う組合員への出資金の返還

2 会議室を使用希望の市民センター及び日時

- ・ 別紙 1

※「希望日時が使用不可の場合」や、内容等のご質問は、下記【使用日時、内容に関する連絡先】にご連絡をお願いいたします。

3 利用したい会議室

- ・ 5～10名程度が利用可能な会議室

4 利用者

- ・ 組合職員 2 名（返還申請者は随時来館）

【使用日時、内容に関する連絡先】

組合（交通共済）事務局：担当 池田 663-1113

【市の担当】

総務市民局安全・安心推進課：担当 守田、原田 582-2866

## 市民センター会議室 使用希望リスト

※全て令和9年（全期間：令和9年2月1日～令和9年6月4日）

※時間帯 A 10:00～12:00 B 14:00～16:00

区名	名称	月日	時間	月日	時間	区名	名称	月日	時間	月日	時間	
門司区	伊川市民サブセンター	2月1日	A	4月5日	B	若松区	赤崎市民センター	4月12日	A	2月12日	B	
	老松市民センター	2月2日	A	4月6日	B		島郷市民センター	4月13日	A	2月15日	B	
	古城市民サブセンター	2月3日	A	4月7日	B		修多羅市民センター	4月14日	A	2月16日	B	
	小森江西市民センター	2月4日	A	4月8日	B		高須市民センター	4月15日	A	2月17日	B	
	白野江市民センター	2月5日	A	4月9日	B		深町市民センター	4月16日	A	2月18日	B	
	大里東市民センター	2月8日	A	4月12日	B		二島市民センター	4月19日	A	2月19日	B	
	大里南市民センター	2月9日	A	4月13日	B		古前市民センター	4月20日	A	2月22日	B	
	田野浦市民センター	2月10日	A	4月14日	B		若松中央市民センター	4月21日	A	2月24日	B	
	東郷市民センター	2月12日	A	4月15日	B		枝光北市民センター	4月22日	A	2月25日	B	
	錦町市民センター	2月15日	A	4月16日	B		大蔵市民センター	4月23日	A	2月26日	B	
	西門司市民センター	2月16日	A	4月19日	B		八幡東区	尾倉市民センター	4月26日	A	3月1日	B
	萩ヶ丘市民センター	2月17日	A	4月20日	B		槻田市民センター	4月27日	A	3月2日	B	
	松ヶ枝北市民センター	2月18日	A	4月21日	B		前田市民センター	4月28日	A	3月3日	B	
	松ヶ江南市民センター	2月19日	A	4月22日	B		八幡西区	穴生市民センター	4月30日	A	3月4日	B
小倉北区	足立市民センター	2月22日	A	4月23日	B	折尾東市民センター	5月10日	A	3月5日	B		
	井堀市民センター	2月24日	A	4月26日	B	香月市民センター	5月11日	A	3月8日	B		
	今町市民センター	2月25日	A	4月27日	B	上津役市民センター	5月12日	A	3月9日	B		
	北小倉市民センター	2月26日	A	4月28日	B	陣山市民センター	5月13日	A	3月10日	B		
	貴船市民センター	3月1日	A	4月30日	B	千代市民センター	5月14日	A	3月11日	B		
	清水市民センター	3月2日	A	5月10日	B	筒井市民センター	5月17日	A	3月12日	B		
	霧丘市民センター	3月3日	A	5月11日	B	中尾市民センター	5月18日	A	3月15日	B		
	富野市民センター	3月4日	A	5月12日	B	鳴水市民センター	5月19日	A	3月16日	B		
小倉南区	三郎丸市民センター	3月5日	A	5月13日	B	則松市民センター	5月20日	A	3月17日	B		
	南小倉市民センター	3月8日	A	5月14日	B	引野市民センター	5月21日	A	3月18日	B		
	長行市民センター	3月10日	A	5月18日	B	星ヶ丘市民センター	5月24日	A	3月19日	B		
	企救丘市民センター	3月11日	A	5月19日	B	本城市民センター	5月25日	A	3月23日	B		
	朽網市民センター	3月12日	A	5月20日	B	光貞台市民センター	5月26日	A	3月24日	B		
	葛原市民センター	3月15日	A	5月21日	B	八児市民センター	5月27日	A	3月25日	B		
	広徳市民センター	3月16日	A	5月24日	B	八枝市民センター	5月28日	A	3月26日	B		
	志井市民センター	3月17日	A	5月25日	B	戸畑区	一枝市民センター	5月31日	A	3月29日	B	
	城野市民センター	3月18日	A	5月26日	B	大谷市民センター	6月1日	A	3月30日	B		
	曾根市民センター	3月19日	A	5月27日	B	鞆ヶ谷市民センター	6月2日	A	3月31日	B		
	曾根東市民センター	3月23日	A	5月28日	B	中原市民センター	6月3日	A	4月1日	B		
	高蔵市民センター	3月24日	A	5月31日	B	牧山東市民センター	6月4日	A	4月2日	B		
	田原市民センター	3月25日	A	6月1日	B							
	徳力市民センター	3月26日	A	6月2日	B							
	長尾市民センター	3月29日	A	6月3日	B							
	貫市民センター	3月30日	A	6月4日	B							
	沼市民センター	3月31日	A	2月1日	B							
東朽網市民センター	4月1日	A	2月2日	B								
東谷市民センター	4月2日	A	2月3日	B								
守恒市民センター	4月5日	A	2月4日	B								
湯川市民センター	4月6日	A	2月5日	B								
横代市民センター	4月7日	A	2月8日	B								
吉田市民センター	4月8日	A	2月9日	B								